

松伏町特殊詐欺対策電話機等 購入費補助金の申請は 2月29日(木)まで

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854

町内の高齢者に対する特殊詐欺による消費生活の被害を未然に防ぐため、特殊詐欺に関する対策の機能を有する電話機等を購入及び設置した者に対し、予算の範囲内において特殊詐欺対策電話機等購入費を補助しています。

【申請期間】令和6年2月29日(木)まで又は予算額に到達次第終了※申請は購入日から90日以内にする必要があります。

【補助対象者】次のいずれにも該当する者

- (1)町内に住所を有し、かつ居住している65歳以上の者
- (2)この補助金の交付を受けたことがない者(その者と同一の世帯に属する者を含む。)
- (3)町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税を滞納していない者

【申請者】上記補助対象者又はその世帯員※これ以外の者が申請する場合、上記補助対象者の委任状が必要

【補助対象機器】呼出音が鳴る前に相手に対して通話を録音するアナウンスを自動で応答する機能及び通話を自動で録音する機能を備えた、特殊詐欺対策機能付き固定電話機又は固定電話機に接続して使用する外付けの機器。

ただし、令和5年4月1日以降に購入したものに限り。

【補助内容】補助対象機器購入費用 上限1万円

※1世帯あたり1台限り交付

【申請書類、申請方法】

町ホームページをご確認ください。



高額医療・高額介護合算療養費 制度について

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868
後期高齢者医療担当 ☎991-1884
いきいき福祉課 介護保険担当 ☎991-1886

同じ医療保険の世帯内で、1年間(令和4年8月1日から令和5年7月31日まで)に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請するとその超えた分が支給されます。

町の国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者で支給の対象となる方には、申請書を送付します。

被用者保険(職場の医療保険)に加入されている方は、いきいき福祉課介護保険担当で介護保険の「自己負担額証明書」の交付を受け、令和5年7月31日時点に加入していた各医療保険に申請してください。

令和4年8月から令和5年7月までの間に他市町村から転入された方は、転入前の介護保険及び医療保険が発行した「自己負担額証明書」を、同じ期間に他の医療保険制度から町の国民健康保険又は後期高齢者医療保険に移られた方は、以前加入していた医療保険が発行した「自己負担額証明書」を添付して、住民ほけん課に申請してください。

支給額が500円以下となる場合や、医療・介護いずれかの自己負担額が0円の場合は、支給の対象となりません。また、同一世帯内でも、医療保険が異なる世帯員の自己負担額は合算できません。

詳しくは、加入している医療保険にお問い合わせください。

パブリックコメント 意見募集

町民の皆さんのご意見を取り入れた計画などを策定するための制度です。ご意見をお待ちしています。

【対象】町内在住・在勤・在学の方

案件名	松伏町一般廃棄物処理基本計画(素案)
概要	令和6年度～令和15年度における、松伏町のごみ処理に関する基本方針を定めた計画
公開募集期間	2月5日(月)～3月4日(月)
公開場所	役場本庁舎1階町政情報コーナー、中央公民館図書室、多世代交流学習館図書室、北部サービスセンター、リサイクルセンター、町ホームページ
方法	所定の用紙に必要事項をご記入の上、各施設に設置してある箱へ投函、又はメール・郵送(持参可)・FAXで担当課へ。
問合せ	〒343-0192 松伏町大字松伏2424番地 松伏町環境経済課生活環境担当 ☎991-1839 FAX991-9092 kankyou1060100@town.matsubushi.lg.jp



※提出されたご意見等は、類似の内容については取りまとめ、町の考え方を付して町ホームページで公表します。特に個別に回答は行いません。また、公表する際、住所・氏名等は記載しません。